

## 上下水道の短期使用について

居住による上下水道の使用ではなく、部屋のクリーニングや解体などで上下水道を使用される場合、10日以内の使用であれば「上下水道短期使用開始申込書」での申込みにより、短期使用が可能です。

上下水道の短期使用は城陽市水道事業給水条例及び同施行規程、城陽市公共下水道条例及び同施行規程、城陽市公共下水道使用料条例及び同施行規程に基づく契約となります。内容については、城陽市ホームページをご覧ください。

### <短期使用の申込み方法>

○提出書類 上下水道短期使用開始申込書

○提出方法 上下水道部への来部または FAX での送付

※使用開始日を休日（土曜日・日曜日・祝日）に指定し、FAX で送付されたときは上下水道部経営管理課にお電話いただき、上下水道短期使用開始申込書が受理されているかを必ずご確認ください。

○提出期限 **使用開始の3営業日前**

※3営業日前までに申込みがない場合、ご使用日に使用できないことがありますのでご注意ください。

### <水道料金及び下水道使用料の請求について>

○使用期間終了後に上下水道部にて検針を行い、納入通知書の送付にて請求いたします。

○使用方法が解体の場合で、トイレの使用がなく、汚水を下水道管に排水しないとき又はくみ取り式仮設トイレの使用で下水道管に接続しないときは、下水道使用なしとし下水道使用料は請求いたしませんので、使用方法欄の  解体（下水道使用なし） に  を入れてください。

#### 【注意事項】

- ① 使用開始日を休日（土曜日・日曜日・祝日）に指定し、FAXにてお申込みをされる場合は、FAX送付後に必ず上下水道部経営管理課にお電話ください。
- ② 短期的な使用のため、使用期間は10日以内となりますが、それ以上の期間が必要となる場合はご相談ください。但し、使用方法が点検の場合は、1日限りの使用となります。
- ③ 使用期間終了後の延長はできませんので、引き続きご使用を希望される場合は、再度、上下水道短期使用開始申込書による申込みが必要になります。
- ④ 上下水道短期使用開始申込書には必ず電話番号をご記入ください。
- ⑤ 下水道使用なしの適用は、使用方法が「 解体（下水道使用なし）」のみとなります。他のご使用方法の場合は下水道使用料を請求いたしますのでご注意ください。
- ⑥ 開栓作業の際に蛇口の閉め忘れ等により生じた宅地内漏水については、使用者の責任となりますので、事前に蛇口等の点検を必ずお願いします。

■ご不明な点は、下記の間合わせ先までお問合わせください。

お問合わせ先 城陽市上下水道部経営管理課 料金係

住所 城陽市平川広田 67 番地

電話 0774-52-4801 FAX 0774-55-0771

